

# (介護予防) 小規模多機能型居宅介護事業所 鞆の浦・さくらホーム 運営規程

## (目的)

- 第1条 この規程は、有限会社 親和が開設する（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所 鞆の浦さくらホーム（以下、「事業所」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

## (事業の目的)

- 第2条 本事業は、通いを中心として要介護者あるいは要支援者の態様や希望に応じて随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせサービスを提供し、生活の継続を支援します。また、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立して営むことが出来るよう支援することを目的とする。あわせて、利用者の家族との交流の確保、地域住民との交流を図っていきます。

## (運営の方針)

- 第3条 本事業所において提供する（介護予防）小規模多機能型居宅介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
  - 3 利用者及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
  - 4 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
  - 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
  - 6 当施設は緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、虐待その他利用者の行動を制限する行為をしない。

## (事業所の名称等)

- 第4条 事業を行う事業所の名称、所在地及び場所は、次のとおりとする。
- 1 名 称 小規模多機能型居宅介護事業所 鞆の浦・さくらホーム
  - 2 所在地 広島県福山市鞆町鞆5 5 2 番地
  - 3 本体事業所 さくらホーム・原の家

(職員の員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

①管理者1名（常勤本体事業所兼務）

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

②計画作成担当者1名

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成すると共に、連繋する施設、病院等との連絡・調整を行う。

③介護職員5名以上（通いサービス及び訪問サービス、夜勤を含む）

他職種との連携をとりながら、利用者の心身状況等を的確に把握し、利用者に対し必要な介護・支援を行う。

④看護職員1名以上

利用者の健康状態を的確に掌握し医療的ケアをするとともに、利用者の主治医等の関係医療機関との連携を行う。

(利用定員)

第6条 （介護予防）小規模多機能型居宅介護の利用定員は次のとおりとする。

①登録定員は12名とする。

②通いサービスの利用定員6名とする。

③宿泊サービスの利用定員2名とする。

(営業日、営業時間等)

第7条 営業日、営業時間及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 年中無休

(2) 営業時間 通い：午前10時00分から午後5時00分までとする。

宿泊：午後5時00分から翌10時

訪問：（基本時間）24時間

((介護予防)小規模多機能型居宅介護の内容)

第8条 この事業所が行う（介護予防）小規模多機能型居宅介護の内容は、次のとおりとする。

(1) 通いサービス

(2) 宿泊サービス

(3) 訪問サービス

(4) 介護サービス

(5) 介護予防サービス

(6) 介護方法の指導

- (7) 生活指導、機能訓練
- (8) 健康状態の確認
- (9) 送迎
- (10) 入浴サービス
- (11) 食事サービス
- (12) 排泄支援サービス
- (13) 相談・助言など

(介護予防) 小規模多機能居宅介護計画)

第9条 (介護予防) 小規模多機能居宅介護の提供を開始するに際し、利用者の心身の状況、希望及び家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に計画書を作成する。

- 2 (介護予防) 小規模多機能居宅介護の作成にあたって、その内容について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得る。

(利用料その他の費用の額)

第10条 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該(介護予防) 小規模多機能型居宅介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割(負担割合証の割合に準ずる)の額とする。

- 2 前項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

- (1) 食事に要する費用 朝300円、昼600円、夕食500円
- (2) 宿泊に要する費用 4,000円/1泊
- (3) オムツ代 実費
- (4) 日常生活費のうち、利用者が負担することが適当と認められる次の費用
  - 1) 歯ブラシ 実費
  - 2) 化粧品 実費
- (5) サークル活動の材料費 実費

- 3 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、そのサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、福山市南部1とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 サービスの利用に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業所内では飲酒しないこと。
- (2) 喫煙は、定められた場所ですること。
- (3) 従業者の指示に従うこと。

(緊急時等における対応方法)

第13条 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護に当たる従業者は、現に(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第14条 管理者は、消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画に基づき、非常災害に備えるため、年2回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

2 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ること。

3 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

4 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施すること。

5 前4項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所は、利用定員を超えてサービスの提供は行わない

2 利用者や家族、地域住民の代表者、市町村の職員または地域包括支援センターの職員などで構成される「運営推進会議」を設置する。

3 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護に当たる従業者の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年2回

4 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

5 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族

の秘密をもらすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。

6 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は管理者が定めるものとする。

#### 付 則

この規程は、平成18年9月1日から施行する。

平成18年12月1日改定。

平成20年7月1日改定。

平成21年1月1日に改定。

平成24年6月1日改定。(サテライト)

平成26年4月1日改定。(食費)

平成29年10月1日(職員数)

平成30年12月1日改定(職員数)

令和6年4月1日下線部改定(第5条職員数、第15条虐待の防止のための措置に関する事項追記)